

第Ⅱ章 東日本大震災からの復旧・復興

1. 森林・林業・木材産業の被害と復旧状況

- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生。被害箇所では、復旧に向けた工事を実施。
- 林業では、合板工場・製紙工場の被災に伴い原木等の出荷が困難に。林野庁では、非被災工場への出荷等について、流通コストを助成。
- 被災した全国の木材加工・流通施設(全国115か所)について、廃棄・復旧・整備等を支援。96か所が操業を再開し、東北地方の製材生産はほぼ回復。

《事例》 地震による山腹崩壊を復旧



平成23(2011)年3月12日に、長野県北部を震源とする最大震度6強の地震が発生。長野県下水内郡栄村中条川では、約16haの大規模な山腹崩壊が発生。長野県は、国の支援を受けて復旧工事を行い、被害の拡大を防止。

《事例》 被災した森林組合が事業を再開



岩手県釜石市の釜石地方森林組合は、東日本大震災の津波により、事務所が全壊して書類等が流失し、組合長を含む5名の役職員が殉難。同組合では、組合員の多くが被災したが、「J-VER制度」のクレジット売却益を事業費に充て、森林整備を継続的に実施。

2. 復興に向けた森林・林業・木材産業の貢献

(1) 海岸防災林の復旧・再生

- 海岸防災林は、概ね5年間で盛土等の基盤造成、概ね10年間で全体の復旧完了を目指す。平成24(2012)年度は、被災延長約140kmのうち約50kmの再生に着手。
- 盛土に当たっては、既存の法制度・指針等に基づいて適切に処理等が行われた津波堆積物等に由来する再生資材を活用。植栽や保育は民間団体の協力も得ながら実施。
- 植栽に必要な苗木の確保と植栽後の継続的な管理が必要。

《事例》 海岸防災林の基盤造成を開始



東北森林管理局は、平成24(2012)年5月から、宮城県仙台市荒浜地区の国有林で海岸防災林の復旧・再生に向けた工事を開始。同11月には、地元住民等の参加による植樹式を開催。

《事例》 海岸防災林の再生に向けて苗木を育成



公益財団法人オイスカは、企業から募集した寄附金等をもとに、宮城県名取市で地元住民が行う海岸防災林再生のための苗木の育苗を支援。

(2) 住宅や建築物への木材の活用

- 応急仮設住宅の約4分の1に相当する約1万3千戸が木造で建設。木造応急仮設住宅に対しては、住み心地、追加工事の容易さ等で高い評価。
- 災害公営住宅を木造で整備する動き、被災者の自宅再建に木造住宅を提案する動き、新しいまちづくりに木材を活用する取組等も。
- 木材供給体制の強化、木造住宅の耐震性に関する理解の向上、公共建築物の木造化の推進、木造の応急仮設住宅の開発・即応供給体制の整備が課題。

《事例》 木造で災害公営住宅を整備



福島県相馬市は、被災した高齢者や障がい者のための木造災害公営住宅「井戸端長屋」を建設。同施設は木造平屋建てで、福島県産のスギやヒノキを中心に約100㎡の木材を使用。

《事例》 住宅メーカーが「木化都市」づくりに協力



宮城県東松島市は、住宅メーカーと協定を締結し、地域再生の柱に林業を組み入れる「木化都市」構想を展開。住宅メーカーは、木造により仮設診療所を建設。

(3) エネルギー等への木質バイオマスの活用

- 地震と津波により大量の災害廃棄物が発生。木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やバイオマス発電の燃料として活用。
- 「福島復興再生基本方針」では、再生可能エネルギーによる地域経済の再生を位置付け。会津若松市では、未利用間伐材等を主燃料とするバイオマス発電所が稼働し、県内数か所で、木質バイオマス発電所の整備に向けた調査を実施中。
- 木質系災害廃棄物の活用後、燃料を未利用間伐材等に移行できるよう、未利用間伐材等の安定的な供給体制を確立することが課題。

《事例》 海岸防災林の被害木や木質系災害廃棄物を原料・燃料として活用



木材加工業者のS社は、宮城県石巻市の工場で、海岸防災林の被害木を合板等の原料に活用。オフィス家具メーカーのI社が、この合板を家具に加工。

《事例》 木質系災害廃棄物をバイオマス発電の燃料に活用



電力供給会社のB社（茨城県ひたちなか市）は、東日本大震災により茨城県内で発生した木質系災害廃棄物を木質バイオマス発電の燃料に活用。

3. 原子力災害からの復興

(1) 森林の放射線対策

- 平成23(2011)年度から、福島県内の森林を対象として、放射性物質による汚染状況の調査を実施。森林から流れ出る渓流水の調査も実施。
- 農林水産省は、平成24(2012)年4月に「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針」を公表。「住居等近隣の森林」だけでなく、「住民等が日常的に入る森林」等における除染の方法等を整理。
- 「除染特別地域」の森林は環境省が、「汚染状況重点調査地域」の民有林は市町村が、「汚染状況重点調査地域」の国有林は林野庁が、住宅等近隣を対象に除染を実施。

(2) 安全な林産物の供給

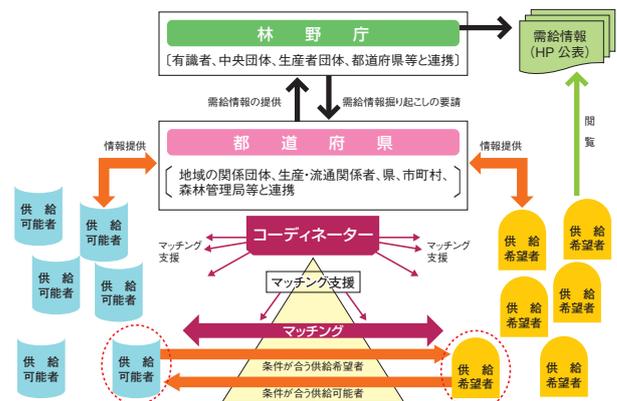
- 平成24(2012)年4月に、食品中の放射性物質の「基準値」を新たに設定(一般食品は100Bq/kg等)。きのこや山菜等の特用林産物19品目に出荷制限(平成24(2012)年度末現在)。
- きのこ原木・菌床用培地にも「当面の指標値」を設定。福島県のきのこ原木生産が減少し、多くの県で原木が不足したことから、原木需給のマッチングを支援。
- 木材や木材製品等における放射性セシウムの影響を調査。人体への影響はほとんどないとの結果。

森林の除染作業



(左下：表土の流出防止、右上：落葉等の除去)

きのこ原木の需給マッチングの仕組み(イメージ)



(3) 林業労働者の安全確保

- 汚染土壌等を扱う業務や空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える森林での業務は、平成24(2012)年7月に改正された「除染電離則」により、線量管理の下で安全を確保。

(4) 樹皮やきのこ原木等の処理

- 製材工場等の樹皮(バーク)は、処分場が確保できないことによる燃焼利用の停滞や堆肥等への利用減少により、福島県を中心に滞留。焼却処理や保管経費が課題。
- 「当面の指標値」を超えたきのこ原木の処理も課題。

(5) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示に伴う減収等について、賠償を請求。平成25(2013)年3月までに、約15億円が請求され、東京電力が約8億円支払い(東京電力等への聞き取り結果)。
- 森林を含む事業用の不動産等の賠償については、継続して検討。